

栲原町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計（一般会計、松診・四万診会計）決算）

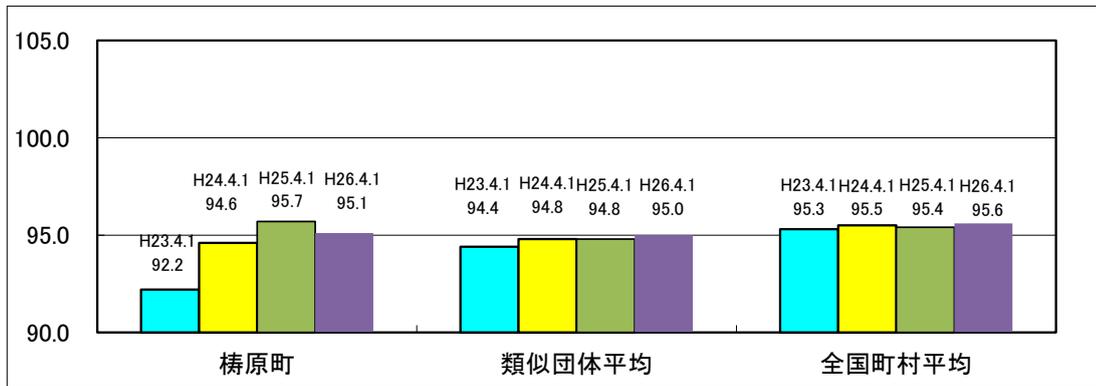
区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 25年度の 人件費率
26年度	H27.1.1 3,670人	千円 5,878,904	千円 96,431	千円 483,678	% 8.2	% 7.7

(2) 職員給与費の状況（一般会計、松診・四万診会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B/A)	(参考) 25年度 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
26年度	64	千円 167,628	千円 22,259	千円 57,796	千円 247,683	千円 3,870	千円 5,382

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年度及び平成25年度は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

年齢構成の変動による増減

(4) 給与改定状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
一 年度	— 円	— 円	— 円 () %	— %	— %	改定なし %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。 ※人事委員会未設置のため未記入

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給 月数 B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
一 年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	3.95 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※人事委員会未設置のため未記入

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平成2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 **未実施**]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由

高知県人事委員会の勧告の趣旨に沿い実施していない

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

医師に対しての地域手当支給のみ（医師）国基準16%、梶原町15%（平成27年4月1日）

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
梶原町	36.9 歳	262,500 円	292,457 円	280,274 円
高知県 (H26.4.1)	43.4 歳	328,731 円	391,554 円	349,537 円
国 (H26.4.1)	43.5 歳	335,000 円	408,472 円	— 円
類似団体 (H26.4.1)	41.6 歳	303,591 円	344,539 円	332,748 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	梶 原 町	高 知 県	国
	決定初任給	決定初任給 (H26.4.1)	決定初任給 (H26.4.1)
一 般 行政職	大学卒	177,600 円	172,200 円
	短大卒	157,500 円	— 円
	高校卒	143,700 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	335,900 円	424,452 円
	短大卒	— 円	306,200 円	— 円
	高校卒	— 円	259,150 円	— 円

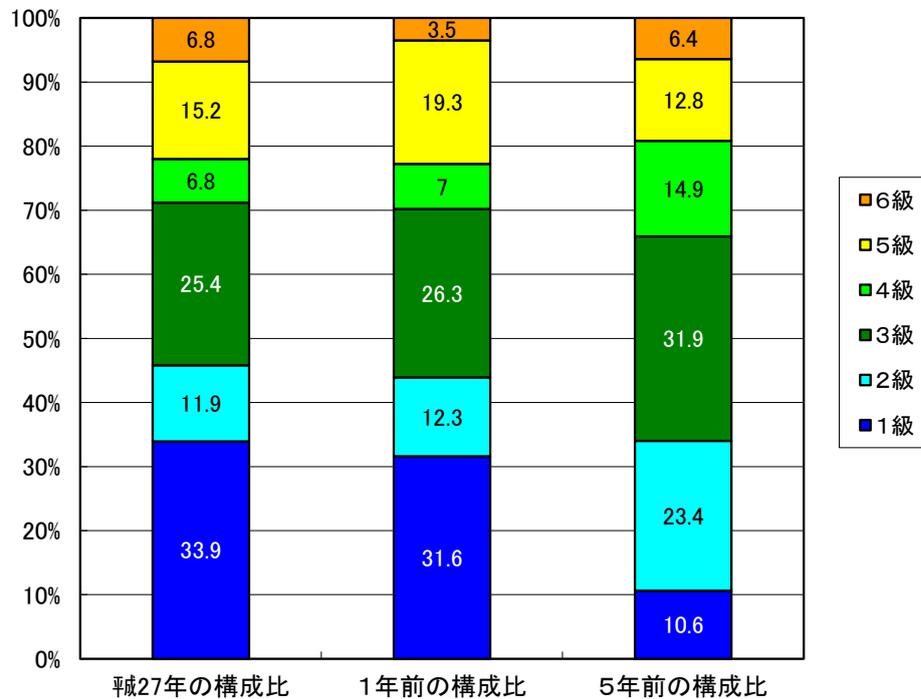
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	職務の内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長、参事、センター長、室長、事務長、会計管理者	4人	6.8%	320,900円	424,900円
5級	課長、参事、センター長、室長、事務長、会計管理者	9人	15.2%	289,500円	402,800円
4級	事務長、所長、園長、主監、技監、係長、主任	4人	6.8%	262,200円	390,400円
3級	所長、係長、主幹、主任	15人	25.4%	223,200円	356,700円
2級	主事、技師、保育士、教諭、看護師、保健師、社会福祉士	7人	11.9%	186,100円	309,500円
1級	主事補、技師補、主事、技師、保育士、教諭、看護師、保健師、社会福祉士	20人	33.9%	135,900円	244,000円

(注) 1 栲原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一般的に、12か月を良好な成績で勤務したときは、4号給（55歳以上の者2号給）上位の号給に昇給させることができます。

勤務成績が特に良好な場合等は、さらに昇給させることができ、その状況は、次表のとおりです。

区分		合計	一般行政職	医療職	左記以外
27年度	職員数 (A)	113人	59人	32人	22人
	勤務成績が特に良好であり6号級以上の昇給した職員(B)	0人	0人	0人	0人
	比率 (B)/(A)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

4 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

梶原町	県	国
1人あたり平均支給額(26年度) 1,053,618 円	1人あたり平均支給額(25年度) 1,538,000 円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.375) 月分 (0.70) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.30 月分 (1.375) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用に係る支給割合である。

【参考】平成26年度勤勉手当への勤務成績の反映状況

勤務実績に応じ、S・A・B・C・Dの5段階評価とし勤勉手当支給割合に差をつけている。その状況は、次表のとおりです。

	S +0.20	A +0.10	B +-0.00	C -0.10	D -0.20	
6月	0人	1人	68人	2人	2人	73人
12月	0人	0人	68人	3人	1人	72人

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給され、梶原町は高知県市町村総合事務組合に加入し、退職者には当該組合から支給されています。

梶原町			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 20.445 月分	25.55625 月分		勤続20年 20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年 29.145 月分	34.5825 月分		勤続25年 29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年 41.325 月分	49.59 月分		勤続35年 41.325 月分	49.59 月分	
最高限度 49.59 月分	49.59 月分		最高限度 49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置	有		その他の加算措置	有	
1人あたり平均支給額					
26年度 1,155 千円	0 千円				

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日)

※該当なし

支給実績(26年度決算)	— 千円		
支給職員1人あたり平均支給年額(26年度決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	—	—	—
地域手当補正後ラスパイレス指数	—		
(ラスパイレス指数)	(—)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

※該当なし

支給実績(26年度決算)	— 千円			
支給職員1人あたり平均支給年額(26年度決算)	— 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	— %			
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
			—	—

(5) 時間外勤務手当（病院会計以外）

支給実績(平成26年度決算)	11,159千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	180千円
支給実績(平成25年度決算)	9,246千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	142千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者：13,000円 その他の扶養親族：6,500円 (ただし、扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目：11,000円) 特定扶養：5,000円加算	同	
住居手当	借家：基礎控除額 12,000円 最高支給限度額 27,000円	同	
通勤手当	交通機関利用者：最高支給限度額 56,200円 交通用具使用者：通勤距離に応じ 2,000円～31,600円	異	
管理職手当	管理又は監督の地位にある 25,000円(課長、室長、事務長、センター長、病院長、事務局長、榑原こども園長) 15,000円(参事、副院長、看護師長)	異	

支給実績（病院会計以外）

手当名	支給実績 (26年度実績)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度実績)
扶養手当	6,364千円	181,818円
住居手当	4,455千円	212,142円
通勤手当	2,589千円	73,974円
管理職手当	2,100千円	161,538円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

町長などの特別職の給料、報酬等は「榑原町特別職報酬審議会」の意見を聴き、一般職とは別に条例で定めることになっています。

区分	給料月額等
給料	(参考) 類似団体における最高/最低額
町長	682,000円 / 820,000円 / 458,500円
副町長	590,000円 / 647,000円 / 421,500円
議長	270,000円 / 310,000円 / 171,100円
副議長	240,000円 / 251,000円 / 119,000円
議員	220,000円 / 230,000円 / 100,000円
期末手当	(26年度支給割合) 2.55月分
	(26年度支給割合) 2.55月分
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
町長	給料月額×500/100×在職年数 13,640千円 退職時(任期毎)
副町長	給料月額×300/100×在職年数 7,080千円 退職時(任期毎)
収入役	—

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

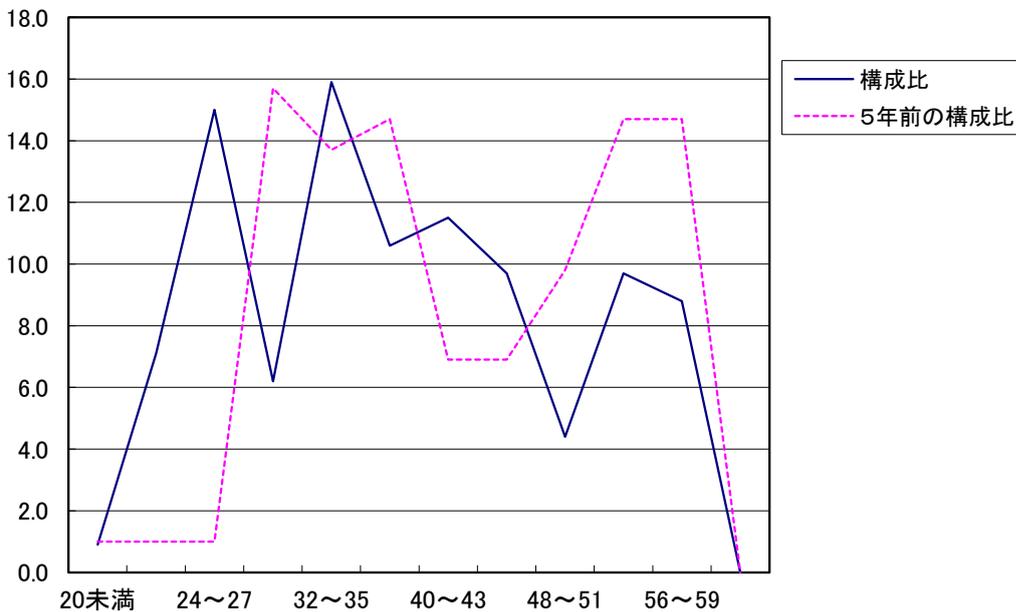
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

各年4月1日現在

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	1	1	0	総務課付職員の異動 保育園児の増加による業務増による 欠員補充 欠員補充 業務量増に伴う
	総務	20	19	-1	
	税務	2	2	0	
	民生	12	15	3	
	衛生	7	8	1	
	労働	0	0	0	
	農林水産	6	6	0	
	商工	2	3	1	
	土木	7	8	1	
	計	57	62	5	
教育部門	13	11	-2	法令等の改廃及び保育園児の増加に伴い保育園への異動	
小計	70	73	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 198.91人 (類似団体の人口1万人当たり職員数207.11人) H26.4	
公営企業等	病院	33	33	0	欠員補充
	水道	0	1	1	
	下水道	1	1	0	
	その他	5	5	0	
	小計	39	40	1	
合計	109 [136]	113 [136]	4 [0]	人口1万人当たり職員数 307.90人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳~	計
職員数	1	8	17	7	18	12	13	11	5	11	10	0	113

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	49	49	55	55	57	62	13 (21.0 %)
教育	14	13	12	13	13	11	-3 (-27.3 %)
普通会計	63	62	67	68	70	73	10 (13.7 %)
公営企業等 会計	40	39	36	38	39	40	0 (0.0 %)
総合計	103	101	103	106	109	113	10 (8.8 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の勤務時間その他の勤務状況

1週間の正規 の勤務時間	1日の正規の 勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	1:00	—

8 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況 (延べ回数)

(平成26年度中)

		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	1			1
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	5		5
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0
合計		0	1	5	0	6

(2) 懲戒処分の状況 (延べ回数)

(平成26年度中)

		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	1	0	0	0	1	0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
合計		1	0	0	0	1	0

9 職員のサービスの状況 (一般職)

職員の年次有給休暇の取得状況 (平成26年1月1日～平成26年12月31日)

総付与日数	総取得日数	職員数	平均取得日数	消化率
1,986日	464.3日	55人	8.4日	23.4%

10 職員の研修及び勤務成績の評定状況

(1) 職員の研修状況（平成26年度中）

- ア こうち人づくり広域連合主催研修（階層別研修等）
- ・ 新採用職員研修（一般） 受講者：8名
 - ・ 採用2・3年目研修 受講者：5名
 - ・ 係長研修 受講者：2名
 - ・ 課長補佐研修 受講者：2名
- イ 町単独研修
- ・ 法政執務研修 受講者：23名
 - ・ 人とホスピタリティ研究所高野氏講演 受講者：76名
 - ・ 接遇研修 受講者：43名
- （階層別研修等）
- ・ 基礎（管理職）研修 受講者：6名
 - ・ 人事・研修担当者研修 受講者：1名
 - ・ 広報技術研修 受講者：1名
 - ・ 契約事務研修 受講者：2名
 - ・ 市町村アカデミーへの派遣 派遣：2名
 - ・ 島の定住会議への派遣 派遣：2名
 - ・ 大久保寛司氏講演への派遣 派遣：11名
 - ・ 明るい農村の作り方研修 受講者：2名
 - ・ 地方自治法・地方公務員研修 受講者：1名
 - ・ 組織と人の向上セミナーへの派遣 派遣：2名
 - ・ 智恵の場京都プログラムへの派遣 派遣：15名

(2) 勤務成績の評定状況

ア 定期昇給に伴う勤務成績の評定（平成26年度定期昇給）

	人数（人）	備 考
特に良好	1	
良 好	103	
不 良	4	

イ 勤勉手当（平成26年6月、12月）

	6月（人）	12月（人）	備 考
特に良好	3	0	
良 好	101	104	
不 良	4	4	

ウ 条件付き採用職員

	人数（人）	備 考
良 好	8	
不 良	1	

11 職員の福祉及び利益の保護について

- ・ 財団法人 高知縣市町村職員互助会への公費支出
 - 平成26年度決算額：1,974千円
 - 会員数：108名
 - 平成25年度決算額：1,927千円
 - 会員数：106名
- ・ 該当事業
 - 永年勤続表彰
 - 保養施設利用助成
 - 人間ドック助成

12 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益 又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A 千円	千円	B 千円	B/A %	%
26年度	531,357	△ 8,062	290,185	54.61	59.30

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B/A)	(参考) 25年度平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
26 年度	33	千円 117,502	千円 131,225	千円 41,458	千円 290,185	千円 8,793	千円 9,647

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項
特になし

②職員の基本給、平均月收入額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月收入額
梶 原 町	36.9 歳	269,864 円	354,946 円
団 体 平 均	42.6 歳	328,915 円	506,649 円

(注) 平均月收入額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 事 業	梶原町（一般行政職・団体平均等）
1人あたり平均支給額(26年度) 1,348,053 円	1人あたり平均支給額(26年度) 1,053,618 円
(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.375) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.375) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 有

(注) () 内は、再任用に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給され、梶原町は高知県市町村総合事務組合に加入し、退職者には当該組合から支給されています。

病 院 事 業	梶原町（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 有 1人あたり平均支給額 26年度 2,145 千円 19,673 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 有 1人あたり平均支給額 26年度 1,155 千円 0 千円

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支 給 実 績 (2 6 年 度 実 績)				3,090 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(26年度決算)				772,620 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
2級地	15 %	4 人	— %	

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		3,439 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		491,314 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		24 %
手当の種類（手当数）		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
管理手当	病院長の職にある者	病院長の職にある者
研究研修手当	医師	医師
研究研修手当	放射線技師	放射線技師
研究研修手当	理学療法士	理学療法士
研究研修手当	薬剤師	薬剤師
特殊勤務手当	放射線技師	放射線技師
特殊勤務手当	理学療法士	理学療法士
特殊勤務手当	検査技師	検査技師
		3,439 千円
		左記職員に対する支給単価
		70,000円/月
		50,000円以内/月
		20,000円以内/月
		20,000円以内/月
		20,000円以内/月
		7,200円/月
		7,200円/月
		5,000円/月

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	579 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	21 千円
支給実績（平成25年度決算）	747 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	28 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	配偶者：13,000 円 その他の扶養親族：6,500 円 （ただし、扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目：11,000 円） 特定扶養：5,000 円加算
住居手当	借家：基礎控除額 12,000 円 最高支給限度額 27,000 円
通勤手当	交通機関利用者：最高支給限度額 56,200 円 交通用具使用者：通勤距離に応じ 2,000 円～ 31,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 25,000 円（課長、室長、事務長、センター長、病院長、事務局長、榑原こども園長） 15,000 円（参事、副院長、看護師長）

手当名	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	—	—	3,472 千円	182,737 円
住居手当	—	—	220 千円	109,850 円
通勤手当	—	—	2,226 千円	105,986 円
管理職手当	—	—	720 千円	144,000 円